宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例施行規則をここに公布する。 令和3年3月12日

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市規則第7号

宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例(令和3年宍粟市 条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情等又は相談の申出)

- 第2条 条例第18条第1項及び第2項の規定による苦情等又は相談(以下「苦情等又は相談」という。)の申出をしようとする者は、苦情等・相談申出書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申出があったときは、迅速かつ適切な処理を行い、その結果を苦情等・相談 処理結果通知書(様式第2号)により当該苦情等又は相談の申出を行った者に対して通知する ものとする。

(審議会の組織及び任期)

- 第3条 条例第22条第1項に規定する審議会の委員は、10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 公募による市民
  - (3) 市内の公共的な団体等の役員又は構成員
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長 が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

4 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で会議の公開が不 適当であると決したときは、公開しないことができる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、男女共同参画推進担当課において処理する。 (補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

苦情等·相談申出書

宍粟市長 様

 申出者
 住所

 氏名
 電話

宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例施行規則第2条第1項の規定により、 次のとおり苦情等又は相談の申出をします。

申出の趣旨及び理由	
関係する市の部署名	
他機関への相談等の状況	<ul><li>□ 相談している</li><li>相談先</li><li>相談の状況及び結果</li></ul>
備考	

## 注意

- 1 団体等が申出を行う場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。
- 2 市外にお住まいで、市内に在勤(在学)する方は、備考欄に勤務先又は学校名及びその所在 地を記入してください。

年 月 日

苦情等 · 相談処理結果通知書

様

## 宍粟市長

年 月 日付で申出のあった苦情等又は相談の処理結果について、宍粟市誰もが自分らしく 生きる共同参画社会づくり条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり通知します。

申出の趣旨及び理由	
処理結果	
備  考	